

所得制限

受給資格者の前年の所得が一定の額を超えると、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

住民税の課税対象となる所得額(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、合計所得から 10 万円を控除した額)から、表 1 の控除額表の控除額を引いた金額で判断します。

なお、特別障害者手当においては、受給資格者が老齢年金、障害年金、遺族年金等の非課税年金を受給している場合、当該給付費は所得に算入されます。

【表 1 : 控除額表】

控除の区分(1 人につき)	受給資格者本人	配偶者、扶養義務者
雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、	都道府県民税で実際に控除された額	
社会保険料控除額	実際に控除された額	80,000(一律)
控除対象配偶者及び扶養親族に係る障害者控除	270,000	270,000
控除対象配偶者及び扶養親族に係る特別障害者控除	400,000	400,000
障害者控除(本人の場合)	—	270,000
特別障害者控除(本人の場合)	—	400,000
寡婦控除	270,000	270,000
ひとり親控除	350,000	350,000
勤労学生控除	270,000	270,000

(単位：円)

扶養義務者とは、受給資格者と生計を同一にしている父母、祖父母、曾祖父母、子、孫、曾孫、兄弟姉妹(血族)のうち、最多所得者を指します。住民票上の世帯が分かれていても受給資格者と生計を同一にしている方は、所得審査の対象になります。

【表 2 : 所得制限限度額表】

扶養親族等の数	受給資格者本人		受給資格者の配偶者及び扶養義務者	
	所得額(※1)	収入額の目安(※2)	所得額(※1)	収入額の目安(※2)
0	3,604,000	5,180,000	6,287,000	8,319,000
1	3,984,000	5,656,000	6,536,000	8,586,000
2	4,364,000	6,132,000	6,749,000	8,799,000
3	4,744,000	6,604,000	6,962,000	9,012,000
4	5,124,000	7,027,000	7,175,000	9,225,000
5	5,504,000	7,449,000	7,388,000	9,438,000

(単位：円、令和 3 年 8 月以降適用)

※1 所得額は、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額(表1を参照)を差し引いた額です。

※2 ここに掲げた収入額は、給与所得者と例として、給与所得控除額を加えて表示した額です。

扶養親族数6人以上の場合、扶養親族が1人増すごとに次の金額を加算します。

- ・受給資格者本人 380,000 円
- ・配偶者、扶養義務者 213,000 円

所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある方についての限度額は、上記の金額に次の額を加算した額となります。

- ・受給資格者本人の場合

老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき、100,000 円

特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき、250,000 円

- ・配偶者及び扶養義務者の場合

老人扶養親族1人につき、60,000 円